



佐賀労働局発表  
令和4年6月28日(火)

【照会先】佐賀労働局職業安定部  
職業安定課長 山田 敏彦  
職業安定課長補佐 宮崎 佐津美  
0952-32-7216

佐賀県産業労働部  
産業人材課長 藤崎 広子  
産業人材課副課長 野崎 知和  
0952-25-7100(直通)  
E-mail: sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

**『佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた  
佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』に基づく  
令和4年度事業計画について**

平成29年3月17日付けで佐賀県と佐賀労働局が締結した『佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』（以下「連携協定」という。）に基づき、令和4年度の事業計画を策定しました。

今年度についても当事業計画に基づき、地域住民に対する一層のサービス向上を図ってまいります。

**(1) 連携協定の趣旨**

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）第31条に基づく雇用対策協定として、国と県がそれぞれの強みを発揮し、住民サービスの更なる強化を図るため、佐賀を支える「ひと」を創り、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目指して、多様な人材の就職支援、佐賀を支える産業の人材確保・育成、働き方改革、コロナ禍における雇用の維持・安定の4つの柱で包括的な連携・協力事業に取り組みます。

**(2) 令和4年度事業計画等**

令和4年度事業計画の概要及び連携協定書は、別添のとおり。（佐賀県及び佐賀労働局のホームページにも掲載しております。）

※労働施策総合推進法（抄）

（国と地方公共団体との連携）

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

## 佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた

### 佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定書

#### (目的)

第1条 この協定は、佐賀県及び厚生労働省佐賀労働局（以下「佐賀労働局」という。）が、佐賀を支える「ひと」を創り、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目指し、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力して、「ひと」と地域産業とのマッチング促進や育成・定着に向けた雇用対策、及び県内の魅力ある職場づくりや、女性、若者、高齢者、障害者等あらゆる人材の多様な働き方を推進するための施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

#### (取組事項等)

第2条 佐賀県及び佐賀労働局は、前条の目的を達成するため、定期的に雇用対策連絡調整会議を開催し、雇用情勢や地域の雇用対策に必要な情報等の情報提供・共有を図るとともに、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

#### (要請等)

第3条 佐賀県知事及び佐賀労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 県知事及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

#### (人事交流等)

第4条 佐賀県及び佐賀労働局は、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、相互の人事交流及び職員研修を行うものとする。

#### (秘密保持)

第5条 この協定に基づく取組において、佐賀県及び佐賀労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定める事項について疑義等が生じたときは、佐賀県及び佐賀労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成24年8月30日付け「ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、佐賀県知事及び佐賀労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月17日

佐賀県知事

山口 祥義

---

厚生労働省佐賀労働局長

松森 靖

---

# 令和4年度事業計画

## 連携・協力して推進する取組（4つの柱）

### 《取組の柱》

### 《具体的な取組内容（一例）》

#### I. 多様な人材への就職支援

- 1 若者に対する就職支援
- 2 就職氷河期世代への就職支援
- 3 障害者等に対する就職支援
- 4 生活困窮者等に対する就職支援 等

- ユメタネにおいて若者の就職準備から定着支援を実施し、県内企業を支える人材の確保・定着を支援
- 就職氷河期世代の抱える課題や人材ニーズを踏まえ、個々人の状況に応じた支援の実施 **拡充**
- 障害者の雇用促進を図るため、事業主の理解促進や障害特性に応じた就職支援、採用後の職場定着支援の実施
- 生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉関係機関と連携した積極的な就職支援の実施 **新規**



#### II. 佐賀を支える産業の人材確保・育成

- 1 学生の県内定着及び人材の還流促進
- 2 佐賀の産業を支える人材の育成
- 3 人材不足分野の人材確保・育成
- 4 外国人材の就労環境の整備促進 等

- 学校をはじめとした関係機関との連携及び県内企業の認知度向上など新規学卒者等の県内就職を促進する取組の実施
- 熟練技能者による実践的な指導による若年技能者の育成・確保
- ものづくり・IT産業の将来を担う優れた技能・技術をもった人材の育成 **新規**
- 人材不足分野の雇用管理改善の推進や就職支援による人材確保 **拡充**
- 特定技能外国人の適正な受け入れのため周知・啓発し、適正な労働条件と雇用管理の確保



#### III. 働き方改革

- 1 魅力ある職場づくりのための支援
- 2 女性の活躍推進

- 働き方改革の推進に係るキャンペーン等の実施や認定制度、助成金の活用促進 **拡充**
- 女性活躍推進法の周知や経営層向けの意識啓発



#### IV. コロナ禍における雇用の維持・安定

- 1 失業なき労働移動に向けた支援の実施

- 在籍出向等の認知を高め、送り出し企業と受け入れ企業の掘り起こしとマッチングを支援
- 雇用動向の把握に努め、在職中の再就職に向けた支援



佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環の実現

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定 令和4年度事業計画 一覧表

柱	項目	取組	県の主な取組	国の主な取組	連携して取組むこと
<b>I 多様な人材への就職支援等</b>					
	<b>1 若者に対する就職支援</b> 新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、フリーター等に対する正規雇用の実現及び職場定着に向けた支援等を推進することにより、将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう各種支援を実施する。	新規学卒者等の県内就職支援及び職場定着支援 ・「ユメタネ」におけるきめ細かな就職支援 ※ユメタネ…ヤングハローワークSAGA、ジョブカフェSAGAが若者サポートステーションの3施設総称の愛称	・高校生のための県内企業合同説明会の開催 ・保護者のための県内企業合同説明会の開催 ・県内学生と県内企業等との交流会、合同説明会の実施 ・インターンシップの推進  ・ジョブカフェSAGAでの若年者就職支援 ・各ハローワーク内でジョブカフェサテライトを週1回開催  【数値目標】：高校生の県内就職率：65%以上 大学生30%以上、短大生70%以上	・未就職卒業生に対する個別支援 ・若年者対象の合同企業説明会、就職面接会の開催  ヤングハローワークでの求人情報提供 ・求職者担当制によるきめ細やかな職業紹介 ・ミニ面接会及びセミナーの実施 ・さが若者サポートステーションによるコミュニケーション訓練や就労体験の実施  【数値目標】：ハローワーク紹介によるフリーター等の正社員就職件数 1,559件 ・就職支援ナビゲーターの支援による新規卒業予定者等の正社員就職件数 1,615件	・企業説明会・面接会等の県内における効果的な開催に向けた連携・調整 ・県と労働局の連名による経済4団体に対する新規高卒求人への早期提出要請  ・ユメタネ登録から就職までのワンストップ支援
	<b>2 就職氷河期世代への就職支援等</b> 就職氷河期世代の支援を社会全体で取り組む機運を醸成するとともに、一人一人の事情を考慮した伴走型支援により、正社員就職、職業的自立及び社会参加に向けた取組を実施する。	就職氷河期世代活躍支援プランの実施 佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム実施計画に基づき令和2年度から令和4年度まで集中的に支援を実施	・技能習得期間における生活福祉資金貸付 ・ジョブカフェへ専任アドバイザーの設置 ・セミナー、面接会の開催  ・就職氷河期世代へ支援事業の周知【拡充】	・ハローワーク佐賀専門窓口での担当者制及び専門担当者のチーム制による職場定着までの伴走型支援並びに各ハローワークでの就職支援  【数値目標】：ハローワーク紹介による就職氷河期世代の正社員就職件数 1,262件 ・資格等の取得支援 ・特定求職者雇用開発助成金(氷河期関連)及びトライアル雇用助成金の活用	・プラットフォームの運営による情報共有と連携、広域課題の把握及び支援・制度の周知広報  ・ユメタネ登録から就職までのワンストップ支援
	<b>3 子育て世代に対する就職支援</b> 子育て世代の在職中の就労継続や転職・就職を希望しながら仕事と子育て等との両立への不安などの理由により求職活動を行っていない女性等の就職活動を後押しするため、状況に応じた各種支援を実施する。	・ライフ・ステージに対応した就職支援の実施	・子育て世代向け就活フェスタの開催 ・託児付き委託訓練 ・ジョブカフェの子育て世代向けセミナーの開催	・育児休業給付金の支給による就労継続支援 ・ハローワーク佐賀及び鳥栖の専門窓口(マザーズコーナー)による就職支援(セミナー含む)及び情報発信  数値目標：マザーズコーナーにおける重点支援対象者の就職率 94.0%	・就職希望者の掘り起こしから継続支援(就活フェスタとマザーズコーナーの連携)  ・女性に寄り添う「支援の輪」づくり事業での連携(※県男女参画・女性の活躍推進事業：コロナ禍で不安を抱える女性の相談支援や居場所づくりなどに関する事業)
	<b>4 高齢者に対する就職支援</b> 少子高齢化の進行で、人口構造が大きく変化する中、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、企業における高齢者の雇用の促進や高齢者の再就職の促進、その他ニーズに応じた多様な働き方への支援に取り組む。	・高齢者の雇用安定の確保、再就職促進  ・シルバー人材センターの活用促進 ・高齢者と県内企業とのマッチング支援	・高齢者雇用優良企業表彰(九州山口連携事業)  ・シルバー人材センターの事業費補助 ・佐賀県のしごと相談室に専門窓口(シニア相談デスク)を設置	・特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)等の支給 ・(独)高障求職者の65歳超雇用推進プランナー等と連携した企業への指導・助言 ・高齢者活躍人材確保育成事業 ・ハローワークに専門窓口(生涯現役支援窓口)設置  【数値目標】：生涯現役支援窓口における65歳以上の就職件数 315件 ・シニア向けミニ面接会を開催	・優良企業の選定、周知  ・連絡会議の開催(国、県、シルバー連合会等)
	<b>5 障害者等に対する就職支援</b> 障害者雇用が着実に進展する中において、引き続き障害者の雇用促進を図るため、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、障害者や難病患者それぞれの障害特性に応じたきめ細やかな就職支援、採用後の職場定着支援に取り組む。	・障害者の雇用促進  ・佐賀保護観察所等と連携した就職支援  ・難病患者への就職支援	・障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)を県内4箇所に指定しており、職場への就職が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を実施 ・障害者職業訓練  ・レッツチャレンジ雇用事業により、就労意欲があっても様々な要因で就労に至っていない障害者や難病患者、刑務所出所者、DV被害者等に対し、就労を支援 ・障害者施設への発注促進のため共同受注窓口を設置 ・専用窓口での就労相談 ・難病患者就職支援事業所の開拓、出前講座 ・就労継続支援のための事業所訪問、ケース検討会	・求職者担当制による支援機関への誘導、就職後のフォロー ・精神障害者雇用トータルサポーターによる求職者・事業主支援 ・企業への障害者雇用率達成指導 ・特定求職者雇用開発助成金等の支給  【数値目標】：障害者の就職件数 914件  ・刑務所出所者等就労支援事業の就職支援ナビゲーターを佐賀所へ配置 ・求職者担当制による支援機関への誘導、就職後のフォロー ・難病患者就職支援事業所の開拓 ・就労継続支援のための事業所訪問 ・難病相談支援センターへの出張相談 ・特定求職者雇用開発助成金の支給	・県と労働局の連名による経済4団体に対する障害者雇用促進要請 ・県と労働局・ハローワークで障害者雇用に関する情報共有し、連携して効果的・効率的な事業所訪問等の実施 ・関係機関とも連携したチーム支援による就職準備から職場定着までの一連の支援  ・レッツチャレンジ雇用事業の対象となり得る対象者がいる場合、佐賀保護観察所から連絡をもらい、企業とのマッチングを実施  ・佐賀県難病相談支援センターでの就労相談 ・難病患者就労支援登録事業所の開拓 ・就労継続支援のための事業所訪問、ケース検討会
	<b>6 生活困窮者等に対する就職支援</b> 生活保護受給者や児童扶養手当受給者及び「生活困窮者自立支援法」の支援対象者となる生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉関係機関と連携し就職支援に積極的に取り組む。	生活困窮者等への就職支援  ひとり親家庭への就職支援	・就職支援の具体的な内容を記載 ・生活保護受給者や生活困窮者に向けた就労支援員を配置し、就労支援を行うとともに、就労準備支援事業も実施  ・就労プログラムの策定	・市役所等に市町の福祉サービスと一体的に職業紹介サービスを展開する専用窓口を設置(佐賀、唐津、鳥栖)  【数値目標】：生活保護受給者等の就職率 63.3% ・福祉事務所等への巡回相談 ・特定求職者雇用開発助成金の支給 ・児童扶養手当現況届提出時に市役所等にハローワークの臨時相談窓口を設置	・福祉事務所等と連携したチーム支援等の実施(個々の支援者に対する支援プラン策定のうえ、きめ細やかな就職支援を実施)  ・佐賀県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催  ・住宅支援資金貸付事業(県社協事業)利用希望者への対応(県ひとり親家庭サポートセンター(or 佐賀市)へのつなぎ)【新規】
	<b>7 長期療養者等に対する就職支援</b> がん、肝疾患により、長期にわたる治療のために職業生活上の困難を抱えている者に対し、佐賀県及び関係医療機関等と連携した効果的な就職支援を実施する。	・長期療養者等に対する就職支援	・専用窓口(がん相談支援センター)の設置 ・治療と職業生活の両立についての普及啓発のための企業訪問	・医療機関への巡回相談(職業相談、職業紹介、職場定着支援) ・長期療養者就職支援事業意見交換会の開催(年間2回)	・佐賀県長期療養者等の就労関係連絡協議会の開催
	<b>8 外国人材に対する就職支援</b> 近年の外国人労働者の増加に加え、平成31年4月より新たな在留資格「特定技能」が創設されることを踏まえ、外国人材が安心して就労できるよう各種支援を実施する。	・グローバル人材の県内就職の促進	・佐賀県のしごと相談室に専任相談員を設置	・ハローワークに就職支援コーディネーターを配置 ・多言語コンタクトセンターを活用した多言語電話通訳による就職相談 ・多言語リーフレット等の活用	・県、労働局が連携・協力し外国人の適正な受入れのための周知・啓発等

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定 令和4年度事業計画 一覧表

柱	項目	取組	県の主な取組	国の主な取組	連携して取組むこと
<b>II 佐賀を支える産業の人材確保・育成</b>					
	<b>1 学生の県内定着及び人材の還流促進</b> 将来を担う若者の県内企業への就職を促進するため、県内企業の認知度向上や新卒者・既卒者の県内企業への就職支援を強化するとともに、製造業や事務系企業の企業誘致等も積極的に進めながら、正社員を中心とした働く場所の確保を行う。 また、本県経済の活性化を図るため、人材還流促進の取組の一つとして、県外在住者のUターン就職を推進する。	新規学卒者等の県内定着 ・県内への人材還流促進 ・企業誘致による雇用創出及び誘致企業の人材確保	・佐賀県のしごと相談室にUJI専任相談員を配置 ・Uターン交通助成金の支給 ・UJI学生・求職者向けの合同企業説明会開催 ・タブロイド紙を通じたUJIターン就職情報の発信 ・専任職員による大学訪問(県外)でのUターン就職案内 ・Uターンナビによる企業情報発信(県外在住者向) ・ジョブカフェSAGAでのマッチング支援 ・企業誘致	・若年者対象の合同企業説明会、就職面接会の開催 ・県外合同説明会の広報及び他県労働局との連携・調整 ・進出企業の採用支援(ハローワークへのチラシ設置)	・若年者対象の合同企業説明会、就職面接会の開催 ・県外合同説明会の連携・調整(県外労働局の会場貸与等)
	<b>2 佐賀の産業を支える人材の育成</b> 人々が能力を高め、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会を目指し、人材の最適配置や、労働生産性の維持・向上に資する人材を継続的に育成することとし、産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施や訓練受講生等の再就職の促進に取り組む。 また、製造業や情報通信業は県内経済を牽引する重要な産業となっているが、人材の確保が容易ではないことから、ものづくり・IT産業の将来を担う優れた技能・技術を持った人材の育成に取り組む。	・職業訓練による人材育成・確保 ・在職者訓練の実施 ・ものづくり人材の育成・確保 ・IT・クリエイティブ人材の創出 ・起業家人材の創出 ・リカレント教育支援	・産業技術学院での職業訓練及び就職支援(2年間:建設技術・設計科、機械技術課、自動車工学科、電気システム科、木工芸デザイン科) ・民間委託による離職者向職業訓練の実施(失業給付受給者向:保育士養成科、IT初級～中級連続科等) ・訓練受講者へジョブカードを活用したキャリアコンサルティングの実施 ・産業技術学院での「レディメイド訓練(製造業対象:規定訓練)」「オーダーメイド訓練」による在職者のスキル向上訓練の実施 ・小学生向:ものづくり体験イベント「SAGAものスゴフェスタ」の開催等により、ものづくり現場の魅力を発信 ・高校生向:熟練技能者による実践的指導 ・企業向:技能競技大会視察旅費の支給 ・地域内のIT開発人材育成を目的としたプログラミング講座の実施 ・社内DX人材の育成・確保を目的としたSaaSやノーコード等の講座の実施【新規】 ・起業家育成セミナー ・外部メンターによるビジネスサポート	・佐賀職業能力開発促進センター(ポリテクセンター佐賀)での離職者向け職業訓練の実施(6か月:CAD/NCオペレーション科、溶接技術科、ものづくりベーシック科、電気設備施工科、電気保安サービス科) ・求職者支援訓練の実施 ・訓練実施機関と連携した就職支援の実施及び担当制によるきめ細やかな就職支援 ・訓練受講者へジョブカードを活用したキャリアコンサルティングの実施 【数値目標】:公的職業訓練修了3ヶ月後の就職件数 576件 ・ポリテクセンターでのものづくり分野を中心とした、「レディメイド訓練」「オーダーメイドセミナー」の実施 ・デジタル人材育成等に取り組む事業主に対する「人材開発支援助成金(人への投資促進コース)」の活用促進	・佐賀県地域訓練協議会(労使、教育訓練機関、地方自治体で構成)の開催 ・連絡調整会議の開催 ・公的職業訓練の連携、調整 ・事業及び助成金制度の周知活動
	<b>3 人材不足分野の人材確保・育成</b> 社会構造の変化や雇用情勢の改善に伴い、福祉等の分野では人材不足が深刻化している状況にあることから、それらサービスを担う質の高い人材の安定的な確保に向け、関係機関や業界団体とも連携した各種支援を実施する。	・人材不足分野全体の人材確保及び就職支援 ・医療・福祉分野(介護・看護・保育)の人材確保及び就職支援 ・建設・警備、運輸分野の人材確保及び就職支援	・支援員や専門家を派遣し、労働力に余剰のある企業から人手不足の企業への労働移動や職場環境改善アドバイスの実施 ・佐賀県社会福祉協議会へ福祉人材センターの運営事業委託を行っており、委託事業の中で合同就職面接会等の社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとしている者の就業援助を行っている。 〈理解促進〉 ・介護の魅力発信の広報 ・小学生向け介護の仕事体験イベントの開催 〈新規参入〉 ・将来を担う介護人材支援(実習費・被服費・通学支援金) 〈処遇改善〉 ・エッセンシャルワーカー処遇改善 ・加算取得のための社労士派遣 〈職場環境改善〉 ・施設内保育施設運営費補助 ・介護負担軽減機器導入費用の1/2補助 〈資質の向上〉 ・職種別・階層別の各種キャリアアップ研修 ・看護ふれあいフェスタの実施による学生等に対する看護の魅力等の発信 令和4年9月24日(土)13:00～16:00 参加人数:70名程度 ・看護体験発表 ・講演 ・進路相談 ・看護職員確保 【ナースセンター事業による取組】 ・ナースセンターによる看護職員の求人・求職者のマッチングや相談対応 ・ナースセンターによる再就業支援研修の実施 ①基礎コース(講義4日間) ②実習コース(実習2日間) ③助産師コース(講義・演習を含め6日間) ④半日コース(各回、講義・演習を含め半日) 【その他の取組】 ・新人看護職員研修支援や院内保育所運営費支援等による離職防止 ・保育士・保育所支援センターでの保育士と保育所等とのマッチング、就労相談、保育士就業支援講座、保育所体験会、保育士就職準備金貸付(40万、2年就業で返還免除)の実施 ・佐賀県保育所等働き方改革支援業務の実施【拡充】 【建設】 ・工業系高校生と建設業若手就業者との意見交換会 ・建設業合同企業説明会の開催 ・小中学生向:親子現場見学会 【運輸】 ・バス運転体験、会社説明会への補助(主催:バスタクシー協会)	・人材確保対策コーナー(対象分野:医療・福祉(介護・看護・保育)、建設、警備、運輸)における専門的な人材確保支援及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介・職業訓練の斡旋 ・人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給 ・福祉人材・研修センター巡回相談の実施 ・福祉就職フェアの開催 ・介護就職フェアの実施 ・介護労働安定センター(委託)による雇用管理改善推進事業の実施 ・介護労働安定センター(委託)による雇用管理責任者講習の実施と雇用管理責任者の選任 ・人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)の支給 ・ナースセンター巡回相談の実施 ・保育士・保育所支援センター巡回相談の実施 ・保育士ミニ面接会の開催 ・業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催 ・職場見学ツアーの実施 【数値目標】:人材不足分野の就職件数 4,065件 ・業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催 ・職場見学ツアーの実施 ・バス運転体験・会社説明会への協力(ハローワーク相談窓口設置)	・「福祉のお仕事合同就職面接会」の開催 ・福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議(*介護労働安定センター主催の「介護労働懇談会」を活用、県・局・ハローワークが参加し取組内の説明と情報共有) ・ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議 ・ナースセンター・ハローワーク連携事業の推進 ・ナースセンターによるナースバンク事業の推進 ・ハローワークとの連携による出張相談(県内6か所) ・ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議の開催 ・福祉人材合同就職面接会の開催(年2回開催予定) ・看護職員確保対策連絡協議会の開催 ・人材確保対策推進協議会(建設・警備分野)、(運輸分野)の開催(*労働時間短縮・魅力ある職場づくり・雇用管理改善推進事業協議会との共同開催)

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定 令和4年度事業計画 一覧表

柱	項目	取組	県の主な取組	国の主な取組	連携して取組むこと
	<b>4 外国人材の就労環境の整備促進</b> 在留資格「特定技能」により受け入れる外国人材をはじめ、増加する外国人労働者の受け入れ拡大が想定されることから、安心して就労できるような雇用環境改善の働きかけを行う。	新たな外国人材受入れ制度の周知及び就労環境の整備	・佐賀県のしごと相談室に外国人専任相談員を配置 ・企業向け：外国人労働者採用セミナーの開催 ・関係機関との連携会議の開催 ・外国人生活相談と各機関が実施している相談との連携強化による相談体制強化	・外国人雇用事業所等に向けた雇用管理セミナーの実施  ・ハローワークにコーディネーターを配置し、事業所への雇用管理に関する指導、助言を実施 ・外国人労働者問題啓発月間(6月)を定め周知啓発 ・外国人雇用管理アドバイザー(社労士)による指導 ・人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)の周知・広報	・外国人雇用管理セミナーの開催
<b>Ⅲ 働き方改革</b>					
	<b>1 魅力ある職場づくりのための支援</b> 県内企業における生産性の向上や良質人材の確保を支援し、すべての労働者が健康で将来に希望を持ち、安心して子どもを産み育てられるなど、生き生きと働くことができる労働環境の整備を推進する。	・働き方改革による労働環境の整備	・働き方改革モデル企業の取組内容の周知 ・「WLB推進キャンペーン」の実施 ・ハラスメント研修の実施【拡充】 ・就労環境改善支援のための専門家(社労士)派遣 ・くるみん等優良企業に建設業入札業者決定の加乗 ・WLB優良企業の紹介(九州・山口連携事業) 【数値目標】：県内企業の年次有給休暇取得率：70%	・働き方改革推進支援センター(委託)で就労環境改善支援 ・年休取得促進等の周知広報(ポスター等の配布) ・くるみん等優良企業認定制度の周知普及 ・労働条件関係等助成金等の支給 ・魅力ある職場づくり推進会議の開催 ・良質なテレワークの普及促進	・キャンペーン等の共催実施 ・事業者決定の審査 ・認定制度、助成金の活用促進
	<b>2 女性の活躍推進</b> 県と労働局が連携し、働く女性の活躍推進については、県及び労働局において連携を図ってきたところである。令和4年度においても、次のとおり女性活躍推進法の周知・広報の徹底を図るとともに、県内企業における女性活躍推進のための積極的な取組を推進する。	・女性の活躍のための環境づくりの推進	・女性の活躍推進佐賀県会議による経営者向けセミナー、若手女性社員向けライフマネジメントセミナーの開催 ・女性活躍推進環境整備補助金の支給(女性トイレ整備費等の補助)	・各種改正法説明会の開催(女活法、育児・介護休業法、ハラスメント防止関連法) ・女性の活躍推進データベースの活用推進 ・両立支援等助成金の支給 ・えるぼし認定制度の周知普及	・女性の活躍推進会議への労働局オブザーバー参加による連携 ・各種セミナー(ハラスメント防止等)の共催 ・改正女活法の周知
<b>Ⅳ コロナ禍における雇用の維持・安定</b>					
	<b>1 失業なき労働移動に向けた支援の実施</b> 佐賀県産業労働部、佐賀労働局職業安定部、産業雇用安定センター佐賀事務所が協定を締結し、緊密な連携のもと一体となって失業なき労働移動の支援を実施する。	・労働移動・早期就職支援	・連絡調整会議の開催(毎月) ・労働移動支援セミナー等の開催 ・企業訪問による人手不足企業へのヒアリングとニーズに応じた支援(企業情報コンテンツの作成、専門家による経営改善等の支援等)	・ハローワークへ労働移動支援窓口の設置 ・送り出し企業の情報収集(雇調金受給企業へのアンケート等) ・受入企業の探索 ・産雇センターへの情報提供 ・産業雇用安定助成金の支給 ・佐賀県在席型出向等支援協議会の開催	・県、労働局、産雇センターの連携 ・情報の収集と共有 ・セミナー等の共同開催 ・支援・制度・イベント等の周知・広報
<b>Ⅴ 推進体制その他</b>					
	<b>1 人事交流及び職員研修</b>	・職業紹介をはじめ、地域の雇用対策に携わる県内自治体職員等の資質向上を図るため、県が主催する研修の実施に労働局が協力 ・県と労働局の間で相互の人事交流を推進			
	<b>2 雇用情勢や地域の雇用対策に必要な情報等の情報提供・共有</b>	・地域における雇用対策の企画立案や施策周知に必要な情報等について、要望に応じて、提供可能な範囲内で求人一覧表等のデータを提供・共有			
	<b>3 事業実施に係る周知・広報の相互協力</b>	・各施策や事業実施にあたり、より効果的な周知・広報が図れるよう、双方が持つ広報手段を活用するなど相互協力			